

教育委員会定例会

日 時：令和2年12月18日（金）
午後1時30分～午後2時39分
場 所：防災コミュニティセンター205会議室

出席者：教育長 高橋 正 教育委員 小松泰子、貴田太史、西山清和、山田貴子

事務局及び出席者：菅沼参事、川崎教育指導担当課長、富士川社会教育課長
大滝図書館長、池谷美術館長、鈴木学校教育課副課長、鈴木指導主事
櫻井学校教育課管理係長

高橋教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご参集いただきまして、ありがとうございます。きょうの新聞をご覧になったかと思えますけども、来年度の予算案がまとまったようです。その中で、懸案でありました30人学級ですが、折衷案で35人でまとまったということで、来年度から5年間かけて、35人学級にするという報道がございました。来年度については、小2については、すでに加配措置で35人学級にしておりますので、国の方は経費的にも人的にも必要ないです。再来年からは小3になりますから、そこから予算、それから人的な面が必要になってくるかなと思います。30人学級を期待していた部分もありますが、35人学級で決まったということです。

それから、デジタル教科書について、来年度から実施に向けて予算を計上したというのですが、これもやはり規模が縮小されているようで、教科が限られた形でスタートになるのかなと見ております。この2点について、きょうの新聞紙上に出ておりましたので、気になりましたので、ご報告させていただきます。

ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和2年湯河原町教育委員会12月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。会議録署名委員は会議規則第35条の規定により、西山委員、山田委員の2名を指名させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、非公開とする案件につきまして、お諮りいたします。(1)議決事項 議案第39号 令和2年度就学援助費の決定について、本件につきましては、個人情報を含む内容でございます。(2)協議事項 協議第27号 令和3年度湯河原町教育委員会基本方針(案)について、本件につきましてはまだ1回目ということで、未成熟・未確定なものですので、ここでは非公開とさせていただきます。この2件につきまして、非公開とすることにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、この2件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

議事録の承認

(1) 令和2年11月教育委員会定例会議事録の承認について

高橋教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。(1) 令和2年11月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

櫻井管理係長 お手元の令和2年11月教育委員会定例会議事録をご覧ください。

※ 修正なし

高橋教育長 説明が終わりました。議事録について、質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、令和2年11月教育委員会定例会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、令和2年11月教育委員会定例会議事録については承認されました。

案 件

(1) 議決事項

議案第38号 令和2年度福浦幼稚園冬季休業中における日直及び宿直を置かない日の設定について

高橋教育長 次に、案件に入らせていただきます。(1) 議決事項 議案第38号 令和2年度福浦幼稚園冬季休業中における日直及び宿直を置かない日の設定について、事務局から提案理由の説明を求めます。

鈴木学校教育課副課長 議案第38号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第38号 令和2年度福浦幼稚園冬季休業中における日直及び宿直を置かない日の設定について 説明)

・福浦幼稚園職員の働き方改革の一環 令和2年12月28日、令和3年1月4日・5日

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第38号についてお諮りいたします。議案第38号について、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第40号 湯河原町社会教育委員会議規則の制定について

高橋教育長 次に、議案第40号 湯河原町社会教育委員会議規則の制定について、事務局から提案理由の説明を求めます。

富士川社会教育課長 議案第40号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第40号 湯河原町社会教育委員会議規則の制定について 説明)

・社会教育委員の会議に関し必要な事項を規定するため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

小松委員 内容ではないんですけど、この2枚目の第2条と第3条は1行目があって、2行目が「2、3、4」とか「2、3」と数字がふられてるんですけど、「1」はないんですか。

富士川社会教育課長 この第何条の横が第1項となります。

小松委員 そこには数字はふらない書式なんですね。

高橋教育長 法律などもそうです。他に質疑はございますか。

貴田委員 いままでは、社会教育委員の会議規則はなかったんですか。

富士川社会教育課長 お恥ずかしい話なんですけど、いままでは規定されておりました。慣例により、議長等を選出していました。部会等も青少年育成部会、生涯学習部会などを設けておりますので、それに準じて、今回、規定させていただくものです。

高橋教育長 お恥ずかしい話ですけど、そんな状況です。他に質疑等はございますか。

西山委員 いままでの経緯はそういったことで了解いたしました。やはり、こういった会議については、いろいろなものに明文化しておくことは、非常に大切だと思います。これをぜひ推進していただきたいと思います。

高橋教育長 ごもっともでございます。他にも、再度確認しておいてください。他に質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第40号についてお諮りいたします。議案第40号について、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

(2) 協議事項

協議第28号 令和3年度就学援助制度等のお知らせについて
高橋教育長 次に、(2)協議事項に入らせていただきます。協議第28号 令和3年度就学援助制度等のお知らせについて、事務局から説明をお願いします。

櫻井管理係長 協議第28号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第28号 令和3年度就学援助制度等のお知らせについて 説明)

・給食費や学用品費などの一部援助(就学援助制度、特別支援教育就学奨励制度)

高橋教育長 説明が終わりました。何か質疑等はございますか。

小松委員 何点かあります。まず、主な援助の内容の表の欄外、「※令和2年度分の実績です。金額は変更となる場合がありますので、ご注意ください。」とありますが、「ご了承ください」の方が適切なのかなと思います。

高橋教育長 そうですね。

小松委員 それから、就学援助制度の方については、所得のおおよその目安が書かれています。特別支援教育就学奨励制度については、所得区分が分かれています。その所得区分はどういうふうな区分をされているのかを知りたいと思います。それから、その所得区分についての説明というか目安となるようなものを、このお知らせの中に記載した方がいいのではないかと思います。もう1点は、最終的には学校から教育委員会に書類が来るんですよね。入学後に保護者が学校に提出する特段の理由はあるんですか。

櫻井管理係長 まず1点目の「ご注意ください」は、「ご了承ください」に訂正させていただきますと思います。

菅沼参事 所得区分につきましては、わかりやすく表示させていただきます。今年、より見やすいようにと改正したのですが、不具合があり申し訳ございません。より丁寧な説明のために、何らかの形でわかりやすく表示させていただきたいと思います。それから、提出についてですが、「直接」という言葉を入れる必要はないと思いますので、削除させていただきたいと思います。

山田委員 就学援助制度については、所得のおおよその目安が必要だと思いますが、特別支援教育就学奨励制度については、対象世帯が「就学援助費を受けている世帯は除く」と書いてあります。つまり、就学援助費を受けている世帯は1枚目でもらってください、就学援助費を受けていない世帯の方で、特別支援学級に在籍する児童がいる世帯は、この所得の目安に関係なく、2枚目の申請を出せるということですか。

高橋教育長 そうです。

菅沼参事 就学援助の方は、生活困窮という部分が入ってきます。特別支援につきましては、基本的に特別支援級に在籍しているお子様であれば、受けることができます。ただし、所得の区分によって、受けられる度合いが違うということです。

山田委員 では、収入が高い家庭は、特別支援級のお子さんがいても受けられないんですか。

菅沼参事 受けられるんですけど、受けられるものの制限が出てきます。

高橋教育長 明確に書けるようになってるんですか。

菅沼参事 金額的には明確には書けないんですけど、何らかの形で表記したいと思います。

確かに、区分と書いてあれば、何の区分かと疑問が生じるのは当然だと思います。

高橋教育長 改善させていただきますので、よろしくをお願いします。他に質疑等はございますか。

小松委員 就学援助制度の対象世帯の(2)の「前年の世帯員の所得額」とありますが、「総所得額」あるいは「合計所得額」とした方がわかりやすいかなと思います。

高橋教育長 その方がわかりやすいですね。いかがですか。

櫻井管理係長 そのようにさせていただきます。

高橋教育長 他に質疑等はございますか。

山田委員 援助の内容の費目というのは、国とかに一律に決められているんですか。それとも、湯河原町独自で修学旅行費とか学用品費とかを決めているんですか。

菅沼参事 こちらに表記されているのは、国が要保護世帯の方々に支給する上での項目で、それに準じて、個々の市町の教育委員会が決定しております。国が決めたからそうだというわけでもないです。規則などを見ていただくとおわかりになると思いますが、それに準じて、その他に教育委員会が特別に定めるものがあれば、そのものについても就学支援をすることは可能だということです。わかりやすく言えば、決まっている

のではなく、準じているということです。

高橋教育長 市町村によって違うんですね。湯河原町は数年前に結構広げました。ですから、PTAの会費なども入っていますし、結構幅広くなっていると思います。

山田委員 それは町が負担するものになるんですか。

高橋教育長 そうです。先ほど参事から説明がありましたように、規定がありまして、そちらの方に規定していくんですね。2年ぐらい前に、国の単価が上がったときに見直し、生活保護の係数についても上げましたので、そのときに整理をさせていただきました。

山田委員 その費目の中に、ICTの通信費のようなものが入るかも知れないということですが、それはGIGAスクールで、4月からタブレットを持ち帰れて、LTEだよという前提でここには載らないのか、もし持ち帰れない期間が4月以降にある場合、第3波や第4波で休校になったときの通信費みたいなものは、この世帯はもらえるのでしょうか。それから、学童にもお金がかかると思いますが、学童へのサポートを検討する可能性はあるのでしょうか。特に該当する世帯の親御さんは、夕方に家庭で待っていてくださる可能性は少ないご家庭が多いと思うんですが、子どもたちを学童に行かせる費用がないご家庭のお子さんは、公園にいてもチャイムが鳴るまで家に戻れないとか、家に親がいないからという子たちがいますが、こういった世帯ほど学童へのサポートがあると、放課後に子どもが安心していられる場所になるんじゃないかと思えます。そのあたりはいかがでしょうか。

菅沼参事 まずICTの関係でございますが、事務局的にはこちらに費目を入れようと考えておりました。そうしたところ、先だつての町の補正予算の中で、債務負担行為ということで、令和3年度の4月からはLTEの通信費を債務負担を組みましたので、通信費について支援する必要性がなくなりました。それで、要綱に決めますと、時限的なものになります。極端な話、令和3年1月若しくは2月から3月までの時限的なものになりますので、事務局的には、もしもそのような事態が起きた場合、各教育委員会で必要とする費目を入れることができますので、そちらで対応させていただきたいと考えております。支援をしないのではなく、時限になりますので、そちらで対応させていただきたいと思っております。それから、学童につきましては、本来、湯河原町就学援助費ですが、根本の国の考え方の中に、学校に就学する上での援助が必要だという大前提がありますので、決してそれをできないわけではないでしょうけども、何らかの形で、学童に対する負担の支援というものはあるべきかも知れませんが、この費目、この要綱で支援するのはいかがかなと思います。

高橋教育長 担当の社会教育課がお答えします。

富士川社会教育課長 学童保育所につきましては、月額負担金が8,000円、おやつ代が2,000円で、計1万円の負担をいただいております。生活保護世帯、準要保護世帯につきましては、負担金の2分の1を減免ですから、負担金8,000円が4,000円、おやつ代は減免いたしませんので、6,000円の負担となります。

高橋教育長 他にございますか。

小松委員 提出先が学校になっていますが、学校を経由する必要性というのはあるんですか。

菅沼参事 申請書の中に、学校のご意見を頂戴する欄があります。それから、もともとこの制度自体が、各保護者と市町の教育委員会が直接事務をやりとりするような制度設計がされておりませんで、必ず学校を経由した形です。お金の支給についても学校を経由した形になっております。湯河原が独自に学校を利用しているというわけではなく、制度上、そういう形を全国でとっているということです。

小松委員 わかりました。

高橋教育長 他に質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 いろいろご意見をいただきまして、ありがとうございます。その辺を改善して、つくり直していただければと思います。

協議第29号 令和3年度湯河原町育英奨学金奨学生の募集について

高橋教育長 次に、協議第29号 令和3年度湯河原町育英奨学金奨学生の募集について、事務局から説明をお願いします。

櫻井管理係長 協議第29号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第29号 令和3年度湯河原町育英奨学金奨学生の募集について 説明)

・湯河原町に在住し、高等学校に在学中、または令和3年4月に高等学校へ入学する者20名

高橋教育長 説明が終わりました。冒頭の部分ですが、この基金だけではないです。篤志者の方からいただいたり、一般財源がほとんどだと思います。何か質疑等はございますか。

小松委員 昨年、やはりこのことについて、給付型の奨学金をやっているのは、この近隣でも珍しいので、給付を受ける学生自身も、給付をされていることの自覚を持ってもらう方がいいのではないかとということで、面接なり小論文などを提出されたりするのはどうかというお話をしたと思います。その点についてはいかがでしょうか。

菅沼参事 もともと、こちらにつきましては、年2回に分けて奨学金をお渡ししております。現金支給という形で、必ず保護者とご本人が来て、成績をいただき、お話をしながら支給しております。小松委員のおっしゃることは、過去の時代からもやってきたのかなと思います。そういった中で、若干変えさせていただきたいことがあります。この時代の中で、年2回とは言え、現金支給の必要性はどうかのかなということがありまして、振り込みの方がいまの時代に適しているのかなと思います。成績と面談については必要性を感じておりますので、少なくとも最初の支給の際には、面談させていただきたいと思います。

高橋教育長 ご指摘があった内容については、改善されているということです。確かに、給付型を支給しているところは少ないです。貧困対策の中でも、給付型の奨学金について推奨しているということがありますが、湯河原町では早くから基金を活用しての奨学金というのをやっております。ただ、状況が変わってきて、基金の運用益で賄えないというのが現状です。ですから、町税がほとんどで、または篤志者からのご寄附でやっているという状況です。他に質疑等はございますか。

山田委員 年2回の給付は、何月と何月ですか。

菅沼参事 5月か6月と10月です。

山田委員 4月に決定なので、最短で5月になるんですね。

菅沼参事 そうですね。

高橋教育長 毎年、3月定例会に審査結果をご報告して、皆さんにご決定いただく形をとっております。他に質疑等はございますか。

委員 質問・意見等なし

高橋教育長 それでは、ご意見を反映した形でやっていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(3) 報告事項

① 令和3年度人事異動等に関する要望書について

高橋教育長 次に、(3)報告事項に入らせていただきます。① 令和3年度人事異動等に関する要望書について、事務局から報告をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、① 令和3年度人事異動等に関する要望書について 報告)

・2021年度人事異動等に関する要望書 8項目

高橋教育長 県費職員がほとんどなので、県に任命権があり、そちらが対応する部分がほとんどだと思っております。何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

② 小学校の修学旅行について

高橋教育長 次に、② 小学校の修学旅行について、事務局から報告をお願いします。

菅沼参事 資料はございませんが、小学校の修学旅行が終了しましたので、口頭でご報告させていただきます。12月8日・9日は吉浜小学校、8日はバスで八景島シーパラダイス、湯河原に戻り、宮下地区のホテルに宿泊、翌日は箱根方面に行き、関所、海賊船等のあと、湯河原に戻り解散いたしました。12月15日・16日は東台福浦小学校と湯河原小学校、同じ行程で終了いたしました。事故もなく無事終了いたしました。

て、日光であれば行かせなかった保護者の方もあったというご報告もいただいております。当日、朝、発熱ではありませんが、体調が悪いお子さんがいましたが、回復したので、湯河原の宿泊施設に直行し、翌日は一緒に箱根を回ったということです。3小学校とも、全児童が出席できたということで、地元で行ったことによって、無事行えた。箱根の関所など、行ったことのないお子さんが非常に多く、改めて地域の歴史を勉強することができてよかったということです。毎年やるわけではないと思いますが、そういうお話を頂戴しておりまして、概ねよかったのかなと事務局としては思っております。

高橋教育長 全員参加というのがよかったと思いますね。天気もよかったです。何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

③ たこづくり教室及びたこあげ大会の実施について

高橋教育長 次に、③ たこづくり教室及びたこあげ大会の実施について、事務局から報告をお願いします。

富士川社会教育課長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、③ たこづくり教室及びたこあげ大会の実施について 報告)

・令和3年1月23日(土) 総合運動公園多目的広場にて

高橋教育長 これは例年、青少年指導員の方々にご尽力いただいて開催しているものでございます。募集定員はありますか。

富士川社会教育課長 ありません。

高橋教育長 報告が終わりました。何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

④ 平松礼二名誉館長「睡蓮屏風」内見会について

高橋教育長 次に、④ 平松礼二名誉館長「睡蓮屏風」内見会について、事務局から報告をお願いします。

池谷美術館長 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、④ 平松礼二名誉館長「睡蓮屏風」内見会について 報告)

・令和2年12月7日(月) 来場者71名

・一般公開：令和3年3月5日(金)から6月28日(月)

高橋教育長 報告が終わりました。小松委員にご来場いただきました。14作品90メーターという大きなもので、圧倒されます。先ほどありましたように、湯河原町が初の公開ということです。そのあと、このコロナの状況によっては、フランスの方に行くということです。ジヴェルニー印象派美術館での開催も予定しているということです。そうなってくると、戻ってこない可能性もありますので、町内の美術館での開催は貴重な機会になるかも知れません。もともと、フランス・パリのオランジュリー美術館のモネの連作が、この発想のもとになっているということです。先生もお元気で、3年ぐらいでこれを描き上げたということです。

池谷美術館長 お手元の図録をぜひご参考にさせていただきたいと思います。

高橋教育長 何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

⑤ 議会関係の報告について

高橋教育長 それでは、⑤ 議会関係の報告について、私の方からご報告させていただきます。

まず、11月27日開催の議会の一般質問でありますが、まとめてあります。最初は熊谷照男議員から、町長に図書館の老朽化についてのご質問がございました。①耐震診断の有無、②図書館の資料等の予算増額の必要性、③生涯学習施設の拠点としてどのように捉えているか、またどのように向上させたらよいか、④将来的に建て替えの必要も含め、全体の構想・計画を考えていくべきではないか。また、民間の博物館等々の連携を含め、検討するのはどうかというご質問がございました。

渡辺久子議員からは、ゆがわら2021プランについて、町長に質問がありました。

①基本目標の教育の関係で、町の中にある文化活動について、②文化活動を促進する

ために、町の方策や支援はどのようになっているか、③活動場所、特に公共の場所は何カ所くらいあるか、④観光会館のあとの舞台などをしつらえた会場をつくる方針はあるか、⑤町民の持つ文化を発展させるための方策を具体的に考えていくことはできないかというご質問がございました。

土屋由希子議員からは、教育長に質問がありました。①小学校給食費の徴収方法について、徴収方法の公会計化について、②・③はコロナウイルス感染症の流行もあり、徴収方法を変えるべきではないか、本件に関わる調査や準備はどこまで進んでいるかというご質問がございました。これについては、文部科学省が公表した、令和元年12月1日現在における学校給食費に係る公会計化等の推進状況の調査の結果をお示しして、現状では74%の教育委員会で未実施で、湯河原町も含まれております。

ただし、働き方改革の推進等を考えると、今後もこれについては検討していかなければならない。準備等の状況ですが、現状のところ、アンケート調査や近隣の調査は終了していましたが、ご案内のとおり、コロナウイルス感染症対策を最優先にしたために、調査が予定どおり進んでいないのは事実ですので、そのように回答させていただきました。今後については、教育委員会の中でも働き方改革を進める上でも必要だと考えておりますので、今後方向性を検討していきたいと思っております。内容につきまして、YouTubeで配信しておりますので、町のホームページをご覧になっていただければ、どのようなやりとりをしているか、おわかりいただけると思います。給食費に関しては、国の調査では導入の改修経費や運用経費が大きな問題になっているようです。それから、徴収に関わる未納対策の人員の確保も課題のようですので、精査していく必要があると思います。

それから、11月30日の本会議におきましては、一般会計補正予算（第8号）の議案審議がなされました。債務負担行為補正の令和3・4年度ICT教育推進事業インターネット接続料について、配備予定と令和2年度分の対応について、ご質問をいただきました。パソコンについては、ご案内のとおり、2月中に配備する予定でございます。令和2年度につきましては、自宅のPC等の活用も含めて、今後購入するモバイルルーター等により対応していきたいという回答をいたしました。

また、吉浜小学校体育館の雨漏り改修の工期はどうなっているかという質問、梅雨前の施工をお願いしたいという要望もございました。これについては4カ月ほどかかる予定ですので、学校の行事との調整を図りながら、施工したいとお答えしました。補正予算については反対が3名、賛成多数で可決されました。

次に、12月2日の公の施設等整備調査特別委員会ですが、湯河原町学校施設長寿命化計画についてのご質問がございました。湯中については、高校購入後、10年後に再移転するとのことであったと思うが、長寿命化することはおかしいのではないか。給食室を建築することについては、再移転時に設備を移転することができるので、それについては賛成であるということです。これについては、10年後の移転というのがはっきりわからない部分もありまして、お答えできにくかった部分であります。長寿命化計画は、本年度中に策定しないと、将来にわたって、やるとなったときに国の助成が受けられないとのことなので、長寿命化計画の中にはとりあえず入れておくということ。それとあわせて、今後教育委員会で数年かけて、小中学校の配置のあり方等について検討していくということで、並行してやっていく必要があると考えております。

それから、小中一貫校を検討すべきではないかというご質問もございました。教育委員会の中では、私が来る前にも、この件について検討した経過があります。小学校が3つあり、分散型になってしまうということで、小中一貫のメリットを出しにくいし、先生方の異動も頻繁になるようになりますので、現実的に難しいと考えております。まして、統合しますと、中学校の体育や部活動を行う広いグラウンドが必要になります。これについては引き続き、教育委員会の中でも検討していきます。

12月4日の総務文教・福祉常任委員会でのご質問です。（仮称）ゆがわら2021プラン（案）について、幼児教育の充実の中で、現行の2011プランでは、後段に「道徳性の芽生えを培い、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探求心を養い、創造性を豊かにするなど、小学校以降における人間関係の基礎をつくる重要な役割を果たせるよう努めます」との表記があったが、今回の次期プランにはそれがなく、「保育園や小学校との連携を図りながら、外国語活動の推進を図ります」にさし変わっているのはどうしてかというものです。これについては、幼稚園では幼稚園教育要領、保育園では保育所指針に、それぞれ幼児期の終わりまでに育ってほしい姿というものが明確化されておりますので、これ

に基づき教育課程を編成しています。湯河原町独自のものではないため、あえて記載しなかったが、外国語活動については、近隣では少ないと思いますが、単独の事業だということで、このような回答をさせていただきました。7つの姿が幼稚園教育要領に詳しく出ております。

口頭報告として、小学校の修学旅行について、それから新型コロナウイルス及びインフルエンザの感染予防対策として、町長部局から用意いただいた加湿器を、幼稚園・小中学校・学童保育に90台、保育園に30台配備したご報告をさせていただきました。

その他といたしまして、小学校の携行品について、引き続き配慮するよう要望がございました。置き勉のことで、以前も教育委員会でいろいろあって、学校にもその辺のお話をさせていただいたことについても、引き続き、改めて学校にも話をすることです。

12月8日の本会議におきましては、湯河原町スポーツ施設の指定管理者の指定についての議案の際に、共同事業体3社のそれぞれの役割、運営の専門性及び概算の管理料のご質問があり、それぞれご回答しております。本件につきましては、全員賛成で可決されました。

湯河原町教育委員会委員の任命については、西山委員の再任についての議案でございます。質疑はなく、全員賛成でご同意をいただきました。

以上のようなことで、議会関係のご報告でございます。議会とは少し離れるかも知れませんが、新型コロナウイルスの関係、教育委員会だけではありませんが、業務量がかなり増大しております。なかなか見えにくいところだと思いますが、児童・生徒の安全対策を最優先しながら、反面で学習の保障を行っていかなければいけないので、そのバランスをどのようにとっていくか、学校と連携していかなければいけない部分ですが、いろいろ神経をつかう状況になっております。市町村でも細部ではまちまちの対応になっております。正解がない対策の判断で、緊張感がある状況です。

振り返ってみますと、2月末に政府から、学校の臨時休業の要請がございまして、そのあとの緊急事態宣言で、3カ月ぐらいの臨時休業を余儀なくされました。6月からの分散登校においても、初めてということで、同様にその後も感染防止と学びの保障の両立を検討しました。学校においては、短縮授業や授業ごとに工夫をして、給食もそうですが、感染しないようなことをしました。行事の精選や部活動、運動会をどうするか、修学旅行の延期なども重なり、特に緊張感があったと思います。

教育委員会ではGIGAスクール構想の前倒し、特別教室へのエアコンの設置、トイレの洋式化と、この時期に一気にこれらが集中してあったと思います。本町独自の課題の中学校給食の導入もあり、事務量を考えると非常に多かったと思います。給食費の検討以外にも、やりたかったことも未着手だったり、中断したというものが実際にございました。また、一例としては、卒業式・入学式の挙行についても、保護者を初め関係者の皆様から、様々な両極端なご意見をいただき、それに1つ1つお応えしていったことがございました。これらの積み重ねがこれからの1年になりますので、卒業式・入学式に反映できればと思っております。

教育委員の皆様には、数度にわたっての臨時会に出席していただき、また、間に合わなくて、私が電話でお話させていただいたこともあったと思います。特に卒業式においては、直前まで変更・変更で、やっと開催したということがございました。いま考えますと、ゴールデンウィーク中にも皆様に来ていただき、本当に感謝しております。特に働き方改革を考えると、参事をはじめとする教育委員会の職員、そして学校の教職員の皆様のご尽力には本当に感謝しております。まだ終わったわけではなく、湯河原町では多くは出ておりませんが、また緊急の臨時会開催もあろうかと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。1年をふり返り、感じた内容でございます。

何かございますか。

西山委員 給食費の徴収についてですが、まだ七十数%は、公会計化が未実施だということは、自治体によってのいろいろな課題がある証拠かと思えます。逆に言えば、二十数%は実施できているということは、課題を見出した上で、地域独自の方法で課題を克服して、実施できているのかなと思います。ですから、湯河原町もいろいろなところの実施状況などを資料等を取り寄せていただき、町としてはどういう形で集金業務ができるのか、引き続き考えていかなくちゃいけないかなと思います。

高橋教育長 まとまり次第、教育委員の皆様にはお示しします。一番ネックになっているのは、費用的な問題です。それは教育委員会内部だけではなかなか解決できないので、町長部局

にもお願いするようになると思います。決して、現状がいいとは思っておりませんし、皆さんもそうじゃないかなと思います。

貴田委員 銀行引き落としに関しては、私の記憶では、湯河原小学校と東台福浦小学校が一度やめた経過があります。その辺の原因は何だったか振り返るべきで、文科省が勧めているからといって、湯河原も追随するのではなく、主体的な独自のやり方を検討する必要があるんじゃないかなと思います。

高橋教育長 そういったご意見もありますので、近いうちに皆さんで、またご協議をいただくような話になろうかと思えます。小松委員は集金をなされたわけですから、その辺のことはご承知されていると思います。いずれにしても課題はありますので、整理させていただきたいと思っております。

今年1年、急なお声かけで集まっていただき、本当にありがとうございました。今後は卒業式や中学校の修学旅行も残っておりますので、どういうふうにしていくのか、考えていかなければいけないと思っております。

では、次回開催日程につきましては、1月22日（金）午前10時からでございます。その午後に総合教育会議が予定されております。午前と午後、よろしく願いいたします。

2月定例会についてですが、2月25日はいかがでしょうか。山田委員はいかがですか。

山田委員 要調整ですね。

櫻井管理係長 翌日の26日、隣の206会議室でしたら、午後から使えます。

高橋教育長 それでは、26日（金）の午後1時30分からお願いします。

山田委員 ご調整いただいて、ありがとうございます。

高橋教育長 それでは、その日程でよろしく願いいたします。それでは、秘密会を除く案件につきましては、すべて終了いたしました。お疲れ様でございました。

※ ここから秘密会